

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の十 G七W電波一一・七Hを超え一二・二H以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基

幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）を「

第二節の十一 一一・七Hを超え一二・二H以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度

テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当

該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）に、「第二節の十一 G 七 W 電波一二・二 H を超え一二・七五 H 以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）を「第二節の十一 一二・二 H を超え一二・七五 H 以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）」に改める。

第四章第二節の十の節名を次のように改める。

第二節の十一 一一・七 H を超え一二・二 H 以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高

精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を

行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

第三十七条の二十七の十五中「G 七 W 電波」を削り、「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細

度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十六に次の一項を加える。

6 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第三十七条の二十七の十七の見出しを「(電波の偏波)」に改め、同条中「右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)」を「円偏波」に改める。

第四章第二節の十一の節名を次のように改める。

第二節の十一  $12 \cdot 2 \text{ Hz}$  を超え  $12 \cdot 75 \text{ Hz}$  以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送

、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

第三十七条の二十七の十八中「G七W電波」を削り、「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十九に次の一項を加える。

6 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第四十条の四第四項第三号口中「右旋円偏波」の下に「（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第一号注49中「4(1)」を「10」に改める。

別表第二号第1の表中

D 8 E	15k Hz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
C 9 W	6 MHz	地上基幹放送局の無線設備

を

D 7 W	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備
-------	---------	---

に改め、同表G7Wの項

D 8 E	15 k H z	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備			
-------	----------	--------------------------	--	--	--

中「並びに」を「及び」に改める。

走査線数		525本		750本		1125本	
走査方式	1本おき	順次	順次	順次	1本おき	順次	順次

を

別図第四号の八の七の表中

有効走査線数		480本		720本		1080本	
走査方式	1本おき	順次	順次	1本おき	順次	順次	順次

に改め、同図に次の注を加

える。

注 この表において「有効走査線数」とは施行規則第2条第1項第28号の3に規定する有効走査線数をいう。

別図第四号の八の八の二中「-57.4 dB/10k Hz」を「-(73.4+101og(0.025×n/13)) dB/10

「H2」に改め、同図注3中「第22条の5第2項」を「第28条第2項」に改める。

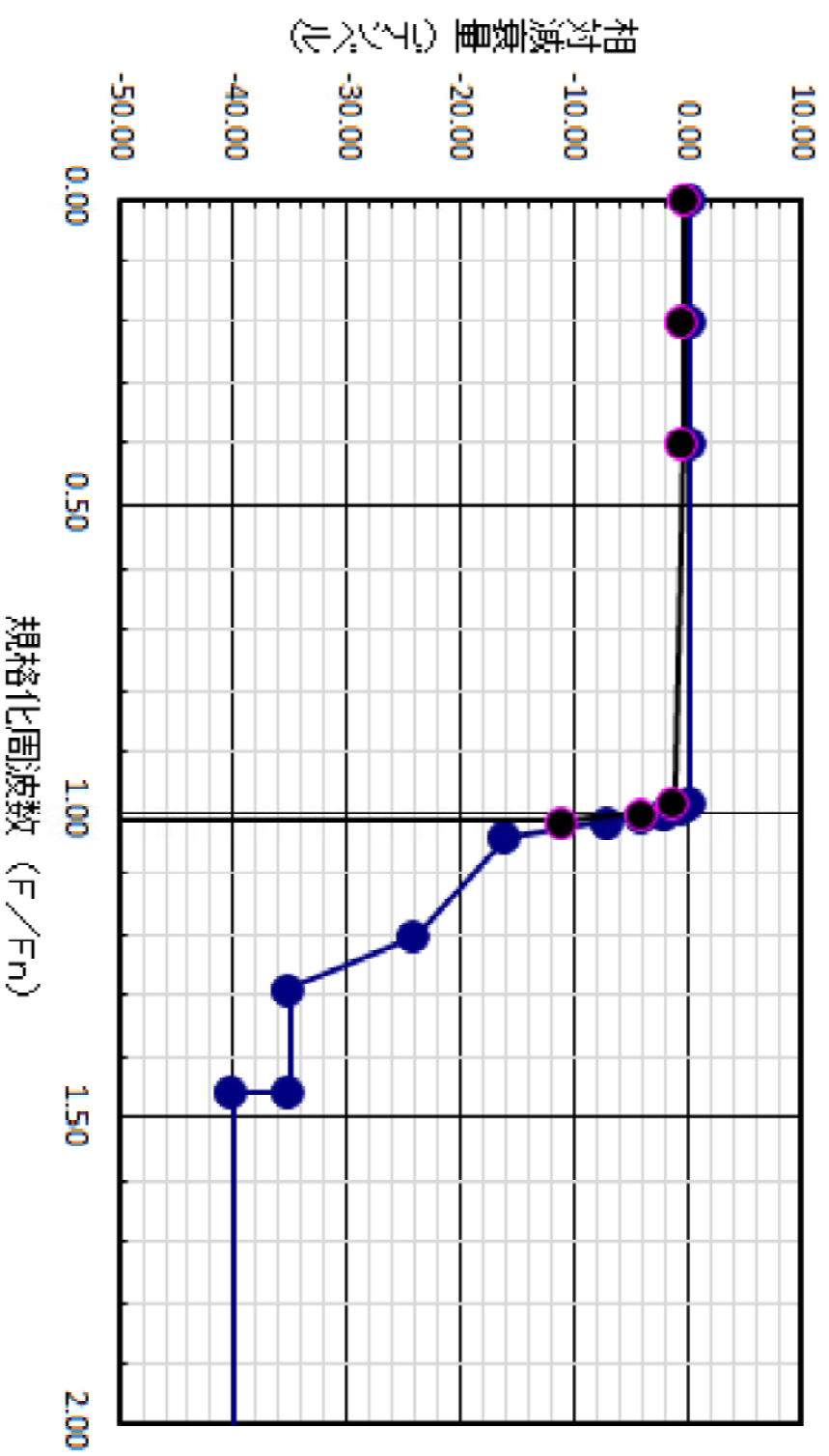
別図第四号の八の八の三注2中「第22条の12第1項」を「第35条第1項」に改める。

別図第四号の八の十一中「第37条の27の16第4項及び第37条の27の19第4項」を「第37条の27の16第4項第1号及び第37条の27の19第4項第1号」に改める。

別図第四号の八の十二中「第37条の27の16第5項」を「第37条の27の16第5項第1号」に改める。

別図第四号の八の十六を次のように改める。

別図第四号の八の十六 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の16第4項第2号及び第37条の27の19第4項第3号関係)



注 Fは周波数を、 $F_n$ はナイキスト周波数を表す。

規格化周波数 (F / F <sub>n</sub> )	相対減衰量 (デシベル)	規定の種類
0.000	+0.25	上限
0.000	-0.25	下限
0.200	+0.25	上限
0.200	-0.40	下限
0.400	+0.25	上限
0.400	-0.40	下限
0.985	+0.15	上限
0.985	-1.20	下限
0.992	-0.50	上限
1.000	-2.00	上限
1.000	-4.00	下限
1.008	-4.00	上限



1.015	-7.00	上限
1.015	-11.00	下限
1.040	-16.00	上限
1.202	-24.00	上限
1.288	-35.00	上限
1.459	-35.00	上限
1.459	-40.00	上限

別図第四号の八の十七中「Fn = 16.29705 [MHz]」を「Fn = 16.87805 [MHz]」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。